

令和4年度 第11回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和5年2月13日(月)午後2時00分から3時00分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (29人)

1番	勝又忠好君	2番	杉山道洋君
3番	加藤由富君	4番	立道和策君
5番	岩瀬茂君	6番	勝又政昭君
7番	長田守正君	8番	坂本登志雄君
9番	伊倉ふさ子君	10番	勝亦里沙君
11番	小宮山光文君	12番	小宮山勉君
13番	鎌野博之君	14番	山崎嘉幸君
17番	田代速夫君	16番	勝又高君
19番	鈴木政信君	18番	内田元和君
21番	小林武治君	20番	土屋直人君
23番	勝亦康雄君	22番	大庭省一君
25番	渡辺義文君	24番	勝又保明君
27番	杉山光利君	26番	勝又光明君
29番	滝口恵治君	28番	石田澄夫君
		31番	林良三君

欠席委員 (1人)

15番 芹沢重徳君

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告
報第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案
議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 7 農業委員会に関する議案
議案第45号 御殿場市農業委員会の個人情報の保護に関する法律等施行規程制定について
議案第46号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の廃止について
- 8 その他
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

根上 宏樹 浅水 隆司 上原 正典 遠藤 慎也 室伏 貴裕

会議の概要

事務局長

ただ今から令和4年度第11回総会を開会いたします。

--会長挨拶--

事務局長

ありがとうございました。

本日の出欠の報告ですが、議席番号15番 芹沢重徳委員が欠席となります。農業委員の出席は過半数に達しておりますので、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により小宮山会長を議長として進行します。

会長お願いいたします。

会長

これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願いいたします。

会長

日程3 議事録署名人の指名ですが、3番 加藤由富委員、4番 立道和策委員よろしくをお願いします。

会長

日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。

会長

日程5 農地法に関する報告事項に入ります。

報第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の1ページをお願いします。

報第19号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和5年2月13日報告。今月の5条の届出は1件です。

(番号1について内容の読み上げ)

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

ただ今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長

日程6 農地法に関する議案に入ります。

議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書 2 ページをお願いします。

議案第 4 4 号 次のとおり農地法第 5 条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和 5 年 2 月 1 3 日提出。今月の 5 条許可申請は 3 件です。

番号 1 (議案書の内容読み上げ) 田・畑 8,141.63 m²

転用内容は、賃借権の設定による太陽光発電設備の設置です。

農地の区分は、用途地域から 500m 以内にあり、かつ農地の集団性が 10ha 未満のため第 2 種農地に区分されます。本案件につきましては、転用面積が 3,000 m²を超えるため、本日許可相当と認められた場合、2 月 2 2 日に開催される静岡県農業会議の常設審議委員会へ上程する予定です。

番号 2 (議案書の内容読み上げ) 畑 1,574,00 m²

転用内容は、売買による貸駐車場 47 台の設置です。

農地の区分は、用途地域から 500m 以内にあり、かつ農地の集団性が 10ha 未満のため第 2 種農地に区分されます。

番号 3 (議案書の内容読み上げ) 田・畑 3,317 m²

転用内容は、売買によるホテル 1 棟の建設、駐車場 54 台の設置です。

本申請地につきましては、元々農用地区域内農地に指定されておりましたが、令和 4 年 2 月 1 日に農用地区域からの除外が済んでいる農地であります。

農地区分は用途地域から 500m 以内にありかつ農地の集団性が 10ha 未満のため、第 2 種農地に区分されます。農用地区域からの除外後、御殿場市土地利用対策委員会の承認を経て、今回の 5 条許可申請となりました。本案件につきましても、転用面積が 3,000 m²を超えるため、本日許可相当と認められた場合、2 月 2 2 日に開催される静岡県農業会議の常設審議委員会へ上程する予定です。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号 1 番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

1 9 番委員

調査日は令和 5 年 2 月 4 日です。貸人の方につきましては、現地で立会いました。借人につきましては、電話で対応させていただきました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはないということです。

転用理由、必要性につきましては、現地は面積的にも広いのですが、不耕作状況になっていまして、遊休農地化している状況でした。貸人はそれぞれ高齢化や後継者がいない等の状況であり、農業の継続は難しいということです。また、御殿場市の土地利用事業指導要綱に基づいて本事業が承認されているということでやむを得ないものと考えます。

資金については、自己資金が確保されているということです。

他の権利者の同意ですが、条件付地上権設定が仮登記されております。条件は農地法第 5 条の許可ということでございます。

転用時期は、許可後直ぐに着工したいとのことです。

他法令の関係ですが、御殿場市土地利用対策委員会の承認を得ているということです。転用面積につきましては、適正な面積であるかどうかの判断は難しいですが、問題ないと思います。

周辺への影響でございますが、事業計画に沿って対応することとしており、周辺に農地があるため、そちらの水利等に影響がないようにすることとなっております。万が一問題が発生した場合には解決努力をするということです。

以上の内容ですが、太陽光発電事業に遊休農地が利用されることが大変多くなっております。駒門地区で同様の計画がさらにあるようで、そちらについても遊休化が進んでいる状況ですが、遊休農地がこういった形で太陽光用地にされている状況が多く見受けられるということで、農地の減少が懸念されると思われました。以上でございます。

会長

整理番号2番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

23番委員

調査日は令和5年2月11日です。譲受人の代理人、譲渡人とは電話にて行いました。申請行為についてですが、申請人双方とも申請行為については、本人が申請したもので特に問題はありません。

転用理由ですが、譲渡人は令和2年に相続により土地を取得しましたが、農地管理が出来ないということで駐車場として利用したいとのことでした。今回はやむを得ないと判断いたします。

資金については、自己資金で対応するとのことでした。

他の権利者の同意ですが、特に問題はございません。

転用時期ですが、許可後直ぐに着工するとのことでした。

他法令については、特に問題ありません。

転用面積ですが、1,500㎡ぐらいありますが、駐車場としては47台と大きいのですが、今後営業活動を行い近隣の企業及び住人へ貸し出す予定だそうです。

環境への影響ですが、現在取り付け道路が大雨の時冠水をしてしまう状態があり、譲受人のほうで、駐車場内に雨水が急に流れない様に防災処置を行うとのことでした。問題が発生した時は直ちに対応するとのことでした。以上です。

会長

整理番号3番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

4番委員

調査日は令和5年2月5日です。譲渡人4人と譲受人の行政書士と一緒に現地にて立ち会っていただいております。調査場所につきましては現地で行いました。

申請行為につきましては、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用の理由でございますが、東名、新東名高速道路及び隣接する国道138号は観光道路として機能しているほか、御殿場市内には優れた観光資源となる施設が多数存在しており、観光ハブ都市に大きく前進すると共に地域の経済の活性化と雇用拡大及び地産地消にもつながると考え、転用の理由は妥当と思われれます。

資金につきましては、全額自己資金で対応するとのことです。

他の権利者の同意につきましては、全て権利は設定しておりません。

転用時期ですが、許可後、賃貸借権利設定をし、着工したいとのこと。しかしながら、施設への乗入れ口の関係で国交省との間で話し合いがつかないところが若干あるようで、4月又は5月に着工開始となるかと思えます。

他法令につきましては、すべて申請済で許可は得ているということです。

転用面積につきましては事業目的から考えて適正であると思えます。

周辺への影響でございますが、周辺農地への影響は特にありません。施設内の悪水につきましては、施設区域内に調整池を設置し周辺に支障のないよう放流するとのこと。特に被害防除設備は放置していませんが、万が一被害が発生した場合は責任を持って善処いたしますということです。

その他といたしまして、本事業建設に当たり事前に地元住民及び近隣土地所有者の方には説明会を開き全員の方から賛同をいただいているとのことでございます。以上です。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

日程7 農業委員会に関する議案に入ります。

議案第45号 御殿場市農業委員会の個人情報の保護に関する法律等施行規程制定について を議題とします。

会長

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の4ページをお願いします。

議案第45号 御殿場市農業委員会の個人情報の保護に関する法律等施行規程を次のとおり制定する。令和5年2月13日提出。

議案第45号別紙資料をご用意ください。

本議案に関して、これまで「御殿場市農業委員会の個人情報の保護に関する規程」という同様の趣旨の規程がありました。しかしこの規程の準用元である「御殿場市個人情報保護条例」がこの度廃止されることになり、新たに「御殿場市個人情報の保護に関する法律施行条例」が制定されることを受け、この条例を準用する規程を新たに制定するものです。

(資料説明)

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

議案第46号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の廃止についてを議題とします。

会長

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の5ページをお願いします。

議案第46号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積を次のとおり廃止したいので、委員会の決定に附す。令和5年2月13日提出。

議案第46号別紙資料をご用意ください。

本議案に関して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により、令和5年4月1日から農地法第3条の下限面積要件が撤廃されることとなりました。この下限面積は、御殿場市では令和2年に農業委員会が別段の面積という形で30aと定めて公示をしております。今回の法改正により、この農業委員会が定める別段の面積も効力を失うことから、国より廃止する手続きをとるよう通知があり、この度対応するものです。

(資料説明)

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 それでは、本日の日程を全て終了しましたので、事務局へ進行を返します。

事務局 (連絡事項等)

1. 農業委員会連絡系統図の作成について
2. 先進地活動事例（大分県九重町・玖珠町農業委員会の地域計画策定に向けたファシリテーション研修活動）の紹介並びに協議
3. 配布物について
御殿場市農地利用最適化推進委員の募集
広報ごてんぼ2月5日号記事（御殿場市農業委員会広報 明日への農業）紹介
令和5年度御殿場市農業委員会総会等日程表
農業者年金冊子
農業会議情報
4. 次回総会 3月13日（月）午後2時00分
御殿場市役所東館2階 203会議室
連絡事項は以上になります。

事務局長 全体を通して何かございますでしょうか。

7番委員 議案第46号の下限面積の廃止についてですが、今までは3反歩ないと農地を取得できませんでしたが、これが廃止されると、新規でやりたいという人がいた場合、板妻の開田でいうと田んぼ1枚でも農業をやる気があれば売買できるということですか。当然全ての農地を効率的に利用するとか、常時従事するとかの文言はありますが、面積に関しては要件がなくなるということで、やる気があれば狭い面積の農地を取得できる認識でよろしいのでしょうか。

事務局 現在耕作している面積が0㎡で、新たに取得する農地が30a以下でも取得できるということになります。3条のそれ以外の許可要件はこれまでと同じになりますので、面積以外の部分については引き続き適正に審査をしていくことになります。

7番委員 取得した農地が資材置場になる可能性もある。適切に農地を耕作管理してくれればいいが、自分の土地になってからは、土地はその人のものだから農地として使われなくなることもある。

会長 県の農業会議の方でもそういった問題があります。このため、太陽光、土砂採取、工場の建設などの転用案件が主ですが、常設審議委員会で可決した案件が計画どおりになっているかの検査を年数回行っています。

基本的には、農業委員会で採決した案件で違反があった場合は、指導できることも権
